

質問に対する回答書

件名) 関越自動車道 高崎管理事務所管内舗装補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書51ページ「21-8-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定」	「共通仮設費率分」、「現場管理費」ともに「土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書(様式7)に記載された共通仮設費率分(現場管理費)の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。」と記載されています。「土木工事積算基準に基づく.」と記載されていますが、「令和3年度版」または「令和4年度版」のどちらの「土木工事積算基準」を適用しているのでしょうか。	積算についての質問にはお答えできません。
2	残アスファルト合材等の取り除き費について	令和4年8月18日付けの訂正で、「対象橋梁：島野橋」の数量が訂正されました。島野橋の数量訂正にともない、合計数量も18,732.1m ² から18,718.8m ² に訂正となるのではないのでしょうか。	18,718.8m ² が正となります。 なお、上記について交付図書を訂正いたします。
3	舗装修繕工事機械現場内移動費について	機種として「0.35m ³ BH」が記載されています。割掛先契約項目には記載がありませんが、単価表の「構造物取壊し工 アスファルト舗装版取壊し(Type A)」と「構造物取壊し工 アスファルト舗装版取壊し(Type A) (夜)」が対象工種と考えてよろしいのでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。